

説 明 書

1 業務の概要

(1) 業務名

「千住街の駅」運營業務委託

(2) 業務目的

「千住街の駅」(以下「街の駅」という。)は、観光案内所を兼ねた街あるき等のお休み処であり、千住の街に集まってくる来訪者や学生などと街を繋ぐコミュニケーションポイントとして設置している。区民や来街者が街を知り、好きになり、次の街歩きや街めぐり等に繋がるよう、「足立の街」についての情報発信を積極的に行うとともに、街の賑わいを創出することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
ただし、業務遂行が良好な場合は、2回まで更新可

(5) 提案限度価格

5,180,000円(消費税込み)

(6) 最低制限価格

なし

(7) 業務実施上の条件

千住の歴史から最新の個店情報まで、地域の情報に精通していること。
おもてなしの気持ちで接客できる運営スタッフが揃っていること。
近隣商店街や地域の個店と良好な関係を築けること。
大学や企業との連携による自主事業を企画・運営できること。

2 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

参加表明書 10部

別紙(様式第3号)のとおり

財務諸表 2部

直前決算から2年間。貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
定款(写し) 2部

履歴事項全部証明書 2部

登記簿謄本、発行後3か月以内のもの

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限

平成29年12月25日(月)正午まで

提出場所

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

一般財団法人足立区観光交流協会

提出方法

郵送又は窓口に持参すること。

郵送の場合 平成29年12月25日(月)午後5時まで(必着)

持参の場合 平成29年12月25日(月)正午まで

(3) 問合せ先

〒120-8510 足立区中央本町 1 - 1 7 - 1 一般財団法人足立区観光交流協会
電話 03-3880-5853 (直通) 担当 総務課 尾股・茂木

3 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

対象業務において、一般財団法人足立区観光交流協会事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）に登載されていること。

当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
経営状況	経営状況が安定しているか	過去 2 年の財務諸表	2 5 %
危機管理	事故・病人等に対応できるか	応急救命講習受講者割合	2 5 %
業務実績	案内業務に必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	2 5 %
地域精通度	対象地域の実情に精通しているか	千住地域における過去の業務実績	2 5 %
区内加点		足立区内に事業所がある	+ 1 0 %

4 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、会長から通知する。

(2) 上記（ 1 ）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（一般財団法人足立区観光交流協会職員就業規程第 3 8 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、会長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所

上記 2（ 2 ） に同じ

受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休日を含まない）に持参すること。

- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に会長に対して申立てることができる。

5 提案書の作成等に関する事項

(1) 提案書の作成様式

運營業務に関する提案書

A4サイズ両面刷り5枚（10ページ）までにまとめること。

過去2年の事業報告

様式は自由。簡潔にまとめること。

提案見積書

書式は自由とするが、必ず代表者印を押印すること。

特定審査時にヒアリングを実施する。このヒアリングにおいてパワーポイントを使用する場合は、紙媒体に印刷したものを提案書と同数用意し、パワーポイントの電子媒体もあわせて提出すること。なお、パワーポイントのスライド数は制限しないが、プレゼンテーション時間（20分程度）以内に収まるよう作成すること。

(2) 記載上の留意事項

提案書に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成30年2月6日（火）正午まで

提出場所

上記2(2)に同じ

受付時間

上記4(2)に同じ

提出部数

正本1部、副本10部。担当に事前連絡のうえ持参すること。

なお、正本は事業者名を記載したものとするが、副本は提案書全頁に事業者名を記載しないこと。

(4) 問合せ先

上記2(3)に同じ

6 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	得点配分
業務の理解度	お休み処としての「千住街の駅」の役割を理解しているか	15%
運営体制・技術力	業務を遂行するために必要な知識・経験を有する運営スタッフを確保できているか	40%
企画・事業力	来街者増加につながる事業を企画・運営できるか	30%
危機管理体制	人命・応急救急に対する初動体制、悪天候・災害等に対する危機管理体制が整っているか	10%
コスト	コストは妥当か	5%
区内加点	区内に事業所があるか	+5%

7 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、会長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、会長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - 受付場所
上記2(2) に同じ
 - 受付時間
上記4(2) に同じ
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に会長に対して申立てることができる。

8 この説明書に対する質問の受付期間、受付場所、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期間
平成29年12月15日（金）から平成29年12月20日（水）正午まで
- (2) 受付場所
上記2(2) に同じ
- (3) 受付方法
FAX番号 03-3880-5769
E-MAIL info@kanko-adachi.jp
- (4) 回答方法
FAX 又は E-MAIL

9 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなし、協会において適切に破棄する。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。